

## H29生涯学習センター

通し番号	質問事項及び内容	回答
1	<p>■申請書様式7ページの「収支計画」の「支出」欄の「積算内訳」について、各業務ごとに、毎年記入すればよいのか。</p> <p>■申請書様式7ページの「収支計画」の「支出」の「項目」欄について、様式で示されている項目内容に従って作成すべきか。          ・人と科学の未来館サイピア及び児童遊園地の運営に関する業務          ・施設・設備の維持管理に関する業務          ・施設・設備の利用許可・貸出          ・管理、監視・巡回及び利用者の総合案内等に関する業務</p> <p>■申請書様式7ページの「収支計画」の「支出」の「積算内訳」欄について、様式の項目内容に従って作成すべきか。例えば、人件費について、業務の各項目ごとに積算内訳に記入すべきか。</p> <p>■申請書様式7ページの「収支計画」の「支出」欄について、各項目の積算内訳ごとに別紙を添付しても構わないか。</p> <p>■申請書様式9ページの「生涯学習センター配置人員計画」欄について、記入例では1つの「役職・職種」に複数名を1行で括って記入するように示されているが、1行1名ずつ記入しても構わないか。</p>	<p>■毎年度各業務ごとに、様式で指定する項目を記入してください。</p> <p>■様式で示している項目内容に従って作成してください。</p> <p>■毎年度各業務ごとに様式で指定する項目ごとに記入してください。</p> <p>■様式に従った形式であるならば構いません。</p> <p>■1行1名ずつ記入しても構いません。</p>
2	<p>■直近1年間のサイピアの利用者の地域別分布が分かれば、県内の郡市単位でもよいので教えて欲しい。</p> <p>■直近1年間のサイピアの利用者の年齢構成（幼稚園児、小学生、中学生、高校生、一般）を教えて欲しい。</p> <p>■仕様書1ページに示されている「2開所時間」を、指定管理者の判断で変更することができるか。また、サイピアの閉館時間は、火曜日から土曜日までが午後9時までとなっているが、午後5時以降、利用予約がなければ閉所してもよいのか。</p> <p>■サイピア関係の広報（パンフレット、チラシ、情報費）の年間費用を教えて欲しい。</p> <p>■募集要項8ページにある「イ提出部数」は、「副本12部」とあるが、同7ページの「ア提出書類」のうち「⑥定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類」及び「⑦法人にあっては、法人の登記事項証明書」の副本には原本証明が必要か。</p> <p>■申請様式9ページの「(4)連携・協働体制」欄の「人員配置等の執行体制」とはどのようなことを記載したらよいのか。</p>	<p>■お尋ねのデータについては、持ち合わせておりません。</p> <p>■お尋ねのデータについては、持ち合わせておりませんが、平成28年度サイピア入館者のうちプラネタリウム観覧者の年齢構成は次のとおりです。但し、観覧料の免除や割引を受けた観覧者は含まれません。</p> <p>【平成28年度プラネタリウム観覧者の年齢構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上 4%</li> <li>・65歳未満 42%</li> <li>・高校生 2%</li> <li>・小中学生 23%</li> <li>・小学生未満（無料） 29%</li> </ul> <p>■岡山県生涯学習センター条例施行規則第2条により、県教育委員会が必要があると認める場合は、開所時間を臨時に変更することができますが、指定管理者の判断で変更することはできません。また、利用の予約がないだけの理由で閉所することはできないと考えます。</p> <p>■お尋ねの費用については、申請書様式7ページにある「(2)収支計画」の「B支出」欄の「項目(1)人と科学の未来館サイピア及び児童遊園地の運営に関する業務」に係る費用として、御提案いただく内容であるためお示しできません。</p> <p>■必要ありません。</p> <p>■例えば、連携・協働を図るために、指定管理者が連携・協働のための分掌を定めたり、担当スタッフを明確にして進めて行くなどの内容を具体的に記載してください。</p>

## H 2 4 生涯学習センター

通し番号	質問	回答
1	<p>■未来科学棟（仮称）のプラネタリウムの定期点検の費用はいくらか。</p> <p>■未来科学棟（仮称）のプラネタリウムの日常点検マニュアルの内容を示して欲しい。</p> <p>■未来科学棟（仮称）に導入するプラネタリウムで、1年間に必要なランプ等の消耗品が、他県ではいくらかかっているのか。</p> <p>■未来科学棟（仮称）のプラネタリウムの操作方法は指導してくれるのか。</p> <p>■映像システム等更新委託業務で選定された（株）五藤光学研究所の提案はバランスが取れているとあったが、導入する機器やオリジナル番組はどのようなものか。</p> <p>■プラネタリウムのオリジナル番組は、指定管理者が使用できるのか。</p> <p>■未来科学棟（仮称）のプラネタリウムで学習投影に使用できる映像ソフトは、どのようなもの（幼児向け・小学生向け等）を用意するのか。数量も含めて教えてほしい。</p> <p>■未来科学棟（仮称）の事業実施に関する業務基準表の③学校教育連携○学校理科教育の支援・学校理科学習の実施で実施基準等に平日向けに年間100回程度とあるが、小学校等の先生からは予算の制約や、授業の進度が遅れることから、わざわざ未来科学棟へ行くことは無いとの意見を聞いている。県は、平日100回程度という回数について、どのように考えて示しているのか。</p> <p>■未来科学棟（仮称）のプラネタリウムの観覧料はいくらか。また、ももっカード使用時に観覧料を減免することや年間パスポートの発行、ポイントカードで利用回数に応じて観覧料を無料とする（10回の利用で1回無料とする）ことは可能か。</p> <p>■未来科学棟（仮称）のサイエンスドームを、指定管理者以外の者が講演会やコンサート等でプラネタリウムを使用し、貸し切りで利用することは可能か。また、可能な場合、利用料金はいくらか。</p>	<p>■当該業務の見積額については、企業の重要情報であり、お示しできませんので御了承願います。 業務明細書に記載している基準を満たすように、お願いしているところです。</p> <p>■プラネタリウムに係る関係書類等は、機器等納品後に業者から提出されますが、通常の日常点検としては、コンピュータが正常に起動しているか、映像や星が正常に映し出されているか、音声が出ているか等に注意し、機器の異常を見逃さないようにすることです。</p> <p>■他県の状況については承知していないため、お示しできませんので御了承願います。 業務明細書に記載している基準を満たすように、お願いしているところです。</p> <p>■開館前の1から2週間程度の期間、納入業者が操作研修を行います。</p> <p>■導入する機器は、（株）五藤光学研究所製の光学式プラネタリウムCHRONOS IIと全天周デジタル投影システムVIRTUAR IUM II等によるハイブリッドシステム及び番組編集システム、音響設備、演出照明等です。また、オリジナル番組は、岡山県と宇宙の結びつきをテーマにした番組と岡山県の歴史、文化、自然、産業、行事等をテーマとした構成による番組を現在制作中です。</p> <p>■先のオリジナル番組は県に帰属しますが、指定管理者がプラネタリウムを運営する上で使用可能な番組となります。</p> <p>■学習投影番組はライブ解説が中心となり、未来科学棟（仮称）として独自にその編集を行います。また、その番組の構成上のコンテンツとして、学習単元に沿った9つのプログラム（例えば「月と太陽」など、各5分程度）を現在制作中です。 その他、学習投影番組とのセット利用が可能な2つの全天デジタル番組（各15分程度、小中学生向け）を整備します。</p> <p>■学校理科教育の支援は、未来科学棟（仮称）の業務の大きな柱の一つであり、今後も理科の学習計画に基づいた利用はもとより、遠足や社会見学等における利用の面からも、広く学校現場の声を聞き、受け入れ態勢の充実を図っていきます。</p> <p>■観覧料の基準額は別紙1（添付省略）のとおりです。観覧料は、この基準額の0.5倍から1.5倍の範囲内の額で、指定管理者が県の承認を受けて定めることとなります。また、観覧料の減免については、県が示す減免基準（業務明細書52、53ページ）によるもののほか、公益上特に必要と認めるときその他特別の利用があると認めるときは、指定管理者が県の承認を受けて定めることとなります。 ももっカードやポイントカードによる観覧料の減免については可能ですが、年間パスポートについては、条例で年間利用料金を定めていないことから、発行できません。</p> <p>■貸し出すことは可能ですが、プラネタリウムの一般投影や学校学習投影に支障が無いよう調整が必要です。利用料金は別紙2のとおりです。なお、貸し出す時には、指定管理者が定める施設・設備利用規定（業務明細書50、51ページ）に留意が必要です。</p>

<p>(1の続き)</p> <p>■企画展示室を貸し出すことは可能か。また、可能な場合、利用料金はいくらか。</p> <p>■交流棟の受付は、全て指定管理者が配置するのか。</p> <p>■児童遊園地の樹木管理で、剪定する樹木が約170本となっているが、現在、実施している内容か。</p> <p>■樹木管理に関して、自動灌水設備はあるのか。</p> <p>■8月27日に開催された現地説明会に参加した企業等を教えてほしい。</p> <p>■飲食提供業務について、業務仕様書の5ページに「具体的な提案をすること」とあるが、どのような提案をすればよいか。</p>	<p>■貸し出すことは可能ですが、企業や大学等と連携して実施する企画展がない期間に貸し出すなど、企画展に支障が無いように調整が必要です。利用料金は別紙2（添付省略）のとおりです。なお、貸し出す時には、指定管理者が定める施設・設備利用規定（業務明細書50、51ページ）に留意が必要です。</p> <p>■1階の総合案内受付の人員は指定管理者が配置します。2階の学習相談受付の人員は県が配置します。</p> <p>■現在、実施している内容です。児童遊園地の樹木の本数は170本以上ありますが、中低木を含めて、年間、約170本の樹木を剪定しています。</p> <p>■雨水を利用した灌水設備が一部あります。</p> <p>■参加企業等の一覧表をお送りしますので、必要な方はご連絡ください。</p> <p>■サービス提供の内容、営業時間、メニュー、単価、従業員数などを提案してください。</p>
<p>2</p> <p>■子ども科学クラブの名称変更は可能か。例えば「ももっち科学クラブ」、「ももっち科学少年団」等への名称変更はできるか。</p> <p>■業務明細書の子ども科学クラブの運営に児童生徒と記載されているが、小学生が対象と考えてよいか。</p> <p>■未来科学棟の内外や児童遊園地内に、指定管理者が自動販売機を設置することは可能か。</p> <p>■従来から駐車場が不足し、たびたび混乱をきたしていたが、これを防止するための駐車場管理システムの導入は考慮しているか。</p> <p>■税制改正や物価変動があった場合には、指定管理料の変更が行われるのか。</p> <p>■科学実験教室、企画展へのNPO、企業、大学等の誘致業務の主体は県と考えてよいか。</p> <p>■従来、生涯学習センターで行われる各種事業のPR（チラシ、広報誌、新聞、TV等のマスコミ対応）は県が行っていたが、未来科学棟で実施する事業のPRも県が行うのか。</p> <p>■プラネタリウムの入場券の券売機は指定管理者が設置するのか。</p> <p>■プラネタリウムでオリジナル番組を制作中とのことだが、今後もプラネタリウム番組の制作・更新は県が行うのか。</p> <p>■未来科学棟のホームページの運営は指定管理者の業務となっているが、ホームページの作成（ウェブサーバーの設置を含む）については、県が行うのか。</p> <p>■科学実験教室の実施団体や企画展の出展団体への経費負担は指定管理者が負うのか。</p>	<p>■子ども科学クラブは、科学をより深く学ぼうとする児童、生徒の活動の場であることから、その趣旨に沿ったものであれば、県の承認を受け名称を別に定めることができます。</p> <p>例：施設やマスコット名称を活用したもの</p> <p>■小学生及び中学生が対象です。</p> <p>■生涯学習センター敷地内の自動販売機は、従来どおり県が設置することとなり、未来科学棟や児童遊園地についても指定管理者が設置することはできません。</p> <p>■駐車場の不足に対応するため、駐車場の台数を32台増やす予定ですが、駐車場管理システムの導入は、現在のところ考えていません。</p> <p>■募集要項の「12 リスク分担に関する事項」に記載しており、施設管理運営に影響を及ぼす税制改正は県が負担することとなりますが、物価変動は指定管理者が負担します。</p> <p>■業務仕様書の別表1に記載しており、誘致業務の主体は指定管理者であり、県は支援を行います。誘致業務については、現在、県が行っていますので、指定管理者は県が行っている業務を引き継ぐこととなります。</p> <p>■県と指定管理者の役割分担は、業務仕様書の別表1に記載のとおり、チラシ、広報誌の作成は指定管理者が行うこととなります。マスコミ対応については共同実施としており、県と指定管理者が協力して行います。</p> <p>■チケットの販売方法は対面販売を想定していますが、券売機の設置については、県と協議の上必要であれば指定管理者が設置することとなります。</p> <p>■今後は、プラネタリウムや全天周映像の番組については指定管理者が選定し、県の事前承認を経て、指定管理者が更新します。また、自主企画番組についても指定管理者が制作します。</p> <p>■ホームページについては、今年度中に県が立ち上げる予定であり、平成25年度以降は指定管理者がその更新等の運営を引き継ぎます。</p> <p>■業務明細書の別記1 未来科学棟の事業実施に関する業務基準表に記載のとおり、指定管理者が経費を負担します。</p>

<p>3</p>	<p>■未来科学棟以外の建物のエレベーターには遠隔監視装置及び防犯カメラが設置されているが、未来科学棟には設置されていない。未来科学棟については、指定管理者が設置するのか。</p> <p>■未来科学棟で科学に関するグッズ（天球図や簡単な化学実験器具など）を販売するショップを設置してよいか。また、その場合、売り上げ収入は指定管理者で収受してよいか。</p> <p>■ボランティア活動保険にはボランティア自身の傷害保険と行事参加者に対する賠償責任保険とをセットにしたものがあるが、この保険に加入したら事業参加者保険には加入しなくてもよいか。また、仕様書に記載されている事業参加者保険は行事参加者傷害保険と同じと考えてよいか。</p> <p>■業務仕様書の（3）施設・設備の利用許可・貸出・管理、監視・巡回及び利用者の総合案内等に関する業務の監視・巡回は警備担当として専任の担当者を配置する必要があるか。</p>	<p>■業務明細書に記載のとおり、遠隔監視装置及び防犯カメラシステム機器の設置が必要です。</p> <p>未来科学棟のエレベーターについては、新規で設置する必要がありますが、未来科学棟以外については、現在の保守業者が引き続き保守を継続する場合は、既設機器を使用することも可能です。</p> <p>■科学に関するグッズを販売するショップを設置することは可能ですが、以下の点にご留意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該事業は生涯学習センターの設置目的に沿うものであり、営利を目的とするものではないこと。</li> <li>2 当該事業の実施のために必要となる一切の経費は、指定管理料とは別に指定管理者が負担し、収支は別に整理すること。なお、収益は指定管理者に帰属すること。</li> <li>3 本来業務に支障がないように実施すること。</li> <li>4 施設の形状を变形した時は、現状復帰する経費を指定管理者が負担すること。</li> <li>5 実施に当たっては、事前に県と協議し、包括協定で定めること。</li> </ol> <p>■指定管理者業務の実施に当たっては、県が賠償責任を負うこととなる全てのケースについて施設賠償責任保険に加入するとともに、未来科学棟等でのボランティア活動を対象とするボランティア保険（傷害保険、賠償責任保険）に加入することとしております。また、未来科学棟等で実施する実験やイベント等での事故等に対応するため、実施する事業の内容により、事業参加者保険（傷害保険）、生産物賠償責任保険に加入することとしておりますので、これらに合致する種類の保険に加入してください。</p> <p>■専任の担当者を配置する必要はありませんが、他の業務の担当者が兼務する時は、業務に支障がないようにしてください。</p>
<p>4</p>	<p>■遊具保守点検業務について、現在の点検業者を示してほしい。</p> <p>■消防設備点検は仕様書に記載がないが、指定管理者の業務に含まれていないのか。</p> <p>■飲食提供業務を喫茶棟で実施することとなっているが、指定管理者が負担する費用は何があるか。（施設使用料、光熱水費、防虫防鼠費用など）</p>	<p>■平成24年度の点検業者は今後契約予定であり、現在のところ未定です。なお、直近では株式会社タカトリが点検業者でした。</p> <p>■消防設備点検については、別途県で実施しますので、指定管理者の業務には含まれていません。</p> <p>■喫茶棟の施設使用料は不要ですが、その他の飲食提供業務を実施するために必要な経費で、業務仕様書別表3に掲載している県が準備する設備・器具以外の費用は、業務の実施者が負担することとなります。</p>
<p>5</p>	<p>■機械警備業務は指定管理者が行う業務に含まれるか。</p>	<p>■指定管理者が行う機械警備に関する業務は、『業務明細書49ページの（3）施設・設備の利用許可・貸出・管理、監視・巡回及び利用者の総合案内等に関する業務の仕様書、2施設・設備の管理、（1）交流棟、情報創作棟、未来科学棟の機械警備に関すること』に記載のセット及び解除に係るものであり、機械警備に係る契約や維持管理は別途県が行います。</p>